

船舶インシデント調査報告書

平成30年12月19日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成30年4月21日 10時53分ごろ
発生場所	兵庫県淡路市松帆 ^{まつほ} 崎南東方沖 江崎灯台から真方位102° 1,450m付近 (概位 北緯34° 36.2′ 東経135° 00.5′)
インシデントの概要	プレジャーボートはなは、漂流中、クラッチの操作ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年7月19日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート はな、5トン未満（長さ5.41m）
船舶番号、船舶所有者等	260-40766兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、松帆崎南東方沖で主機を運転して漂流中、船長が、釣り場を移動する目的で、主機のクラッチレバーを操作したところ、アウトドライブユニットのクラッチの操作ができなくなり、運航不能となった。</p> <p>船長は、本船が強い潮流に流され続けたので自力での航行を断念し、ボートレスキューサービス（Boat Assistance Network、以下「BAN」という。）に救助要請を行った後、118番通報を行った。</p> <p>本船は、来援したBAN救助船によりえい航され、定係港近くの漁港に到着した。</p> <p>本船は、漁港到着後、BAN関係者が点検した結果、アウトドライブユニットにあるクラッチ操作レバーとリモコンワイヤ端とを接続するピン（以下「本件接続ピン」という。）の留め金具（以下「本件割りピン」という。）が腐食して折損し、本件接続ピンが脱落していることが確認され、本件割りピンを新替えして本件接続ピンが復旧された。</p> <p>本船は、月に数度、明石海峡付近で漂流して釣りをしており、潮流に合わせて場所を調整していたので、前後進のクラッチ切替えが頻繁に行われていた。</p>

	<p>船長は、平成30年3月に本船を中古で購入した際、機関整備業者による主機の整備及びリモコンワイヤの交換を終えて引き渡されたが、経年使用により本件割りピンの腐食が進行していることに気が付かなかったと本インシデント後に思った。</p>
分析	<p>本船は、松帆埼南東方沖において、主機を運転して漂泊中、経年使用によって腐食が進行していた本件割りピンが折損し、本件接続ピンが脱落したことから、クラッチの操作ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、松帆埼南東方沖において、主機を運転して漂泊中、経年使用によって腐食が進行していた本件割りピンが折損し、本件接続ピンが脱落したため、クラッチの操作ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出航前の点検を確実にし、航行中に運航不能とならないようにすること。 ・ クラッチ装置に不具合が生じて運転することができなくなった場合に備え、クラッチの操作機構を正しく理解し、機関取扱説明書等を参考に応急運転を行う方法を習得しておくことが望ましい。